

【指導】、【監督】、【指示】の語義について

・【指導】 (名) スル

- (1) ある意図された方向に教え導くこと。「水泳を一する」「正しい一が必要」「一的立場」「一員」「一者」「一書」
- (2) 柔道で、選手が禁止事項を犯したとき、審判員から受ける宣告の一。

・【監督】 (名) スル

- (1) 物事を取り締まること。また、その人。「仕事を一する」「現場一」「試験一」
- (2) 演劇・スポーツなどで、現場を取りしきったり、そのグループの成員を指揮・指導したりする立場にいる人。「舞台一」
- (3) 「映画監督」に同じ。
- (4) 法律で、ある人またはある機関が、他の人または他の機関の行為について監視し、必要とする時には指揮・命令などを加えること。「一機関」
- (5) 日本のプロテスタント教会の聖職の位の一。司祭あるいは牧師の上に立つ。日本聖公会・メソジスト教会などで戦前用いられた。ローマカトリックの司教に当たる。現在、正教会・聖公会では主教、メソジストでは廃止。ビショップ。

・【指示】 (名) スル

- (1) さし示すこと。
- (2) 指図すること。また、その指図・命令。「計画の中止を一する」「その点については一がなかった」「一書」

[出典：大辞林第二版より]

【指示】と【指導】との違いについて

「法令用語の常識」（林 修三／日本評論社）（抜粋）

「法令用語としての「指示」の意味をはっきりさせるために似たような法令用語との異同を考えてみると、まず、「指揮」との区別であるが、「指揮」は、通例、上級機関が下級機関に対してなす命令であって、そのなすべきことがらを明示して行われ、被指揮者は、指揮者の命令に堅く従うべきはっきりした義務を負うが、「指示」の方は、前述のように、多くは、方針、基準、計画等、一般的で漠然としたことがらについて行われ、また、指示者と被指示者の関係も、必ずしも、上級・下級の関係にあるとは限らず、したがって、被指示者は、指示者の指示に従うべきことが期待はされているが、原則として、その遵守は自発的なものであり、「指揮」の場合のような、はっきりした義務、あるいは法的拘束力がかぶるというものではないといふことがいえよう。その意味で、「指揮」よりは、法律的には拘束力のニュアンスが軽く、また、弱いといふことがいえる。もっとも、後に述べる「勧告」などとはちがって、被指示者の方でその指示に従うか、従わないかを、勝手に選択できるほどの自由はなく、その指示に従うべきことが期待されているという意味では、実際上の拘束力は、「指揮」に相当近い点があるともいえるであろう。」

「「勧告」あるいは「指導」、「助言」などの場合は、本質的に、相手方に対する法的拘束力はなく、また、「指示」の場合のように、相手方がこれをそのとおり遵守すべきことも期待されていないといつてよいであろう。」

「「勧告」あるいは「指導」、「助言」も、法令上、勧告あるいは指導、助言の権限を付与された機関がする場合は、単なる事実上のものとはちがい、法律上の意味をもつもので、相手方は、少なくとも合理的理由のある限り、これを尊重する義務を負うものと解すべきであるが、その程度をこえて、必ずこれに従わなければならないという拘束までを課するものではなく、相手方に採否の選択を許す余地のある点で、指示との間には差があるといふべきあろう。その意味で「指示」に比し、これらのことばの拘束力は、さらに弱く、かつ、軽いといえよう。」

法令用語としての【監督】について

1) ある人又はある機関（国若しくは地方公共団体その他公法人の機関又は私法人の機関）が、他の人又は他の機関の行為について、その行為がその人又は機関の遵守すべき義務に違反する事がないかどうか、又はその行為の目的を達成するのに不適当でないかどうかを監視し、必要に応じ指示命令等することをいう。例えば、民法の公益法人については、法人の業務は、主務官庁の監督に属し、主務官庁は、いつでも、職権をもって法人の業務及び財産の状況を検査することができる（同法67）、その解散及び清算は、裁判所の監督に属し、裁判所は、いつでも職権をもって、解散及び清算の監督に必要な検査をすると規定されている（同法82）。なお、「監督」は、「指揮」とともに、「指揮監督」というように用いられることが多い（例—憲法72）、また、「指導監督」とも用いられる（旧産業復興公団法21Ⅰ）。

2) 「監督」は、「所轄」又は「管理」と対比して、内閣総理大臣及び各省大臣とその下にある機関との間の関係を示す用語として従前多く用いられた。この場合、補助機関に対して主任の大臣が有する権限は、「管理」の場合ほど立ち入ったものではないといえる。殊に審議会、協議会等の合議体の諮問的機関に対する場合においては、「所轄」と同様に、その独立性を表す意味に用いられた。この用例は、最近は少ない（例—漁港法7Ⅳ、漁業法82Ⅱ）。なお、この意味の「監督」については、「管理」及び「所轄」の項参照。〔類語〕 管理 監理 所轄 統督（国）

[出典：法令用語辞典〈第六次改訂版〉学陽書房より]

人又は機関が、他の人又は他の機関の行為の合法性又は合目的性を監視し、必要に応じて指示、命令等をすること。例えば、内閣総理大臣及び各省大臣によるその下にある機関の権限行使の監督（憲七二等）、民法の公益法人の業務についての主務官庁の監督（六七）等がある。

[出典：有斐閣法律用語辞典（第2版）より]